

岩手県告示第281号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成22年岩手県告示第941号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、釜石市、奥州市、西磐井郡平泉町、下閉伊郡岩泉町及び九戸郡洋野町
- 2 実施した期間 平成22年12月7日から平成23年3月15日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（ジオイド測量）